

災害時看護支援マニュアル

I 理念

愛媛県看護協会（以下「本協会」という。）は、災害発生時県民の生命と健康の安全を守るため、また県内外の被災地に対し、愛媛県災害対策本部（以下「県本部」という。）、日本看護協会（以下「日看協」という。）、都道府県看護協会（以下「各県協会」という。）と連携をとりつつ、災害支援活動をする。

II 目的

本協会は、愛媛県内外におこりうる災害を想定し、理念に基づき災害時支援体制を確立する。なお、災害発生時は愛媛県看護協会定款第3条、第4条にのっとり、日看協の災害時支援ネットワークシステム（以下「災害支援システム」という。）に基づき、災害時の看護活動及び地域に対する支援活動を行なうことを目的とする。

III 災害看護

1 災害とは

天災や人災と呼ばれる、不測の時に多くの人々の生命や健康が著しく脅かされる状況をいう。地震や火災による一次的な被害だけでなく、それにより家を焼かれたり公的施設が失われたりする事に伴う、二次的な生命・健康への脅威を含む。

「大規模災害」とは、震度5以上の地震、津波や風水害等の異常な自然災害、大規模重大事故による災害などをいう。

2 災害看護とは

上記のような災害時において、看護に携わる者が、知識や技術を駆使し、他の専門分野との協力のもとに、生命や健康生活への被害を少なくするための活動を展開することをいう。

3 災害時支援ネットワークシステムとは（図-1）

大規模災害発生時に円滑に災害時看護支援体制を整え、効果的な支援活動を行うために、日看協と被災県看護協会を含む各県協会が相互に連携・支援するシステムをいう。

4 災害支援ナースとは

災害支援システムに基づき本協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地へ派遣される看護職をいう。災害支援ナースは、被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供する。また、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努める。